

株式会社 京都アニメーション

一般事業主行動計画

社員がもつ能力を十分に発揮、活躍ができるよう整備し、仕事と生活の両立を図ることができるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～令和7年 3月 31日までの 4年間

2. 内容

目標1：非正社員の中から正社員への登用を3名以上実現する。

〈対策〉

- 令和3年4月～ 雇用形態転換制度に関する人事制度の改定を行う。

目標2：家庭と仕事の両立支援となるよう、全社員の残業時間削減のための取り組み

〈対策〉

- 令和3年4月～ 管理職研修で時間管理についての研修を行い、意識向上を図る。
月1回のノー残業デーを導入の上、周知を行う。